

平成28年8月18日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 様

特別区長会
会長 西川 太一郎

待機児童対策の更なる推進に係る緊急要望

保育所の待機児童の増加は、特別区をはじめ大都市を中心に大きな問題となっています。

特別区においては、これまでも、保育施設整備や保育士確保に努力を重ねてまいりました。高額な用地の購入費や賃料、労務単価や資材単価の上昇などさまざまな課題がある中で、「受け皿の確保」と「保育士の確保」を柱とする国の緊急措置も活用し、課題解決にあたっています。区によっては1,000人を超える定員枠を新たに確保するなど、待機児童問題の解決に向けて鋭意取り組んでいます。しかしながら、特別区における待機児童数は減少することなく、全国的に見ても待機児童数が5年ぶりに増加しています。

一方、待機児童対策は、自治体の保育所行政だけでなく、育児休業制度などの労働政策や児童手当、幼稚園を活用した幼保一元化の実現などを含めた国の総合的な取組が求められます。とりわけ、保育所の入所希望者は、基本的に就労を要件としていることから、育児休業制度などの労働政策や我が国の働き方全般の問題に対する取組が重要です。

特別区は、保護者が、希望する期間安心して育児休業を取ることができる環境整備のための制度の見直しや、「保活」と言われる言葉が象徴するような、一刻も早く保育所の入所申込みをしなければ待機児童になってしまうという保護者の不安感を取り除くための入所制度の見直しなど、多角的な取組なくしては、問題の根本的な解決は難しいと考えています。

つきましては、待機児童対策が更に充実したものとなるよう、下記のとおり緊急に要望します。

記

1 育児休業取得の推進に向けた取組について

- (1) 育児休業取得に伴う社会的コストと保育所整備・運営に係るコストを総合的に捉え、育児休業の取得に係る対象者及び期間の拡大をはじめ、事業主に対する育児休業制度導入・適用の義務化など、育児休業制度をより利用しやすい制度となるよう見直すこと。特に0歳～1歳の児童に対する適用の原則義務化を早期に実施すること。
- (2) 雇用保険に係る財源を拡充し、育児休業給付金の支給に係る対象者、期間、支給額を拡大すること。また、育児休業を延長し、育児休業給付金を申請する際、自治体の交付する保育所入所不承諾通知を必要条件としないこと。
- (3) 事業主に対する支援を充実させ、双方にとって利用しやすい育児休業制度を構築することにより、保育所行政とバランスのある施策とすること。

2 働き方の見直しに向けた取組について

- (1) 短時間勤務、在宅勤務、ワークシェアなど柔軟な勤務形態の導入を促進すること。
- (2) 事業主に対する支援を充実すること。

3 保育制度の見直しに向けた取組について

- (1) 認可保育所の入所要件や対象年齢を抜本的に見直すこと。
- (2) 1歳未満の児童をもつ保護者を就労させる場合は、その児童の保育に対する事業主の責任分担を大きくし、これを支援する制度を創設すること。
- (3) 在宅で育児を行う保護者に対する支援策の充実を図ること。

4 現行の制度の改善について

- (1) 自治体独自の認可外保育施設への支援について
地域の実情に応じて独自に取り組んでいる認証保育所・保育室等の認可外保育施設に対する財政支援を新たに創設すること。
- (2) 受け皿の確保について
 - 都市部の高額な用地の購入費や賃料に対する補助を拡充すること。
 - 固定資産税の減免や、相続税の支払い猶予または減免の優遇措置を設けるなど、民間からの用地の供給促進を図ること。
 - 国有地の賃料を減額するなど、国有地の貸付制度を改善すること。
 - 既存の公共施設等を有効活用できるよう採光や容積率の算定など一定の項目について、建築基準法等の基準を緩和すること。

(3) 保育士の確保について

公定価格で更なる処遇改善加算を恒久的に実施するとともに、その処遇改善加算が保育士の給与に直接反映する仕組みとすること。さらに、緊急的に保育士の処遇改善を実施するために交付金を創設すること。

(4) 一時預かり事業に対する補助について

地域の空き家等を活用した一時預かり事業を含め、一時預かり事業を実施する幼稚園や保育所に対する補助を拡充すること。

待機児童対策の更なる推進に係る緊急要望（補足資料）

<要望事項4 (2)>

○既存の公共施設等を有効活用できるよう採光や容積率の算定など一定の項目について、建築基準法等の基準を緩和すること。

この要望事項について、補足します。

保育所整備のための新たな用地や物件の確保が困難を極める中、既存の公共施設や既存の民間建物を保育所に活用しようとしても、建築基準法等の制約が厳しく、転用が不可能なケースが生じています。耐震基準や避難経路の確保等の安全基準については維持されるべきものですが、採光や容積率の算定など一定の項目については、既存ストックを有効に活用する観点から早急に建築基準法等における基準の緩和を求めます。

1 既存建築物において保育所等子育て支援施設整備に用途変更する際の建築基準法等の緩和について

(1) 採光について

○有効採光率の緩和

保育所では居室面積の1/5以上必要とされているが、1/10程度とすること。

○有効採光面積算出方法の緩和

住居及び工業系の用途地域においても無指定区域の算出方法を適用すること。

○地階における緩和

からぼりに面した居室は採光を免除すること。

(2) 地下階での保育所整備の緩和について

現在は地下階には保育所整備ができないが、からぼりによる採光確保及び避難階であることを条件に設置を認めること。

(3) 容積緩和について

駐車場等による容積緩和の適用を受けている既存建築物において、駐車場を保育所整備用途変更した際に、引き続き容積緩和を適用する特例を設けること。